

台湾における協議不成立 意匠出願について



台湾弁理士・中国弁理士資格 鄭 名杰

要 約

台湾には、日本のような「協議不成立意匠出願公報」制度が存在しない。また、協議不成立となった意匠登録出願は意匠公報に掲載されず、他の意匠出願の先願として取り扱われない。そのため、協議不成立出願の後願であっても、先願を理由に拒絶査定されることはない。これは台湾の意匠制度上の不備であり、これを是正するには、日本のような協議不成立意匠出願公報制度や、特許出願における出願公開制度の導入、あるいは審査基準の改正が求められると考えられる。

目次

1. はじめに
2. 日本における規定
 2. 1 意匠法での先願
 2. 2 意匠公報
3. 台湾における規定
4. 日本の規定と台湾の規定の比較
5. 協議不成立意匠出願公報の必要性
6. まとめ

1. はじめに

意匠制度は、新たな意匠の創作に対して一定期間の独占権を与える制度である以上、一の創作について二以上の権利の発生を認めることはできない。したがって、同一または類似の意匠に関して異なる日に二以上の出願がなされた場合は、最先の意匠登録出願人のみが登録を受けることができる。これがいわゆる「先願主義」である。

2. 日本における規定

2. 1 意匠法における先願

日本の意匠法第9条第1項～第3項では、先願に関して以下のように規定している。

- 「(1) 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
- (2) 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めたと一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。
- (3) 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。」

2. 2 意匠公報

協議不成立意匠出願公報は、下記の意匠法第 66 条第 3 項に基づき発行される。

「前項に規定するもののほか、第九条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、全ての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、そのうち最も長い期間）の経過後遅滞なく掲載するものとする。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 意匠登録出願の番号及び年月日
- 三 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項」

この規定により、協議不成立で拒絶された出願であっても、公報により公開されるため、後願に対する先願拒絶の根拠とすることが可能である。

3. 台湾における規定

台湾の「専利法⁽¹⁾」第 128 条第 1、2 項は、以下のように規定されている。

「(1) 同一又は類似の意匠について、2 以上の意匠登録出願があった場合、その最先の出願人のみが意匠登録を受けることができる。ただし、後願の出願人が主張する優先日が先願の出願日より早い場合はこの限りでない。

(2) 前項の出願日、優先日が同日の場合は、出願人に協議によって決定するよう通知しなければならない。協議が成立しない場合には、いずれの出願人も意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか 1 つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。当該期限が過ぎてもいずれか 1 つを選択しない場合は、いずれの出願も意匠登録を受けることができない。」

また、台湾の審査基準によると、以下に該当する出願は先願として用いることができないとされている⁽²⁾。

- 取り下げられた先願
- 不受理処分が確定した先願
- 拒絶査定が確定した先願
- 登録査定済であっても、公告⁽³⁾されておらず意匠登録証が交付されていない出願

台湾の専利法によれば、意匠登録出願は、意匠登録証交付費用及び第一年分の登録料が納付されていない限り、意匠登録証が交付されず、意匠公報に掲載されることはないので、登録査定の意匠登録出願は、必ず意匠公報に掲載されるわけではない。

なお、台湾の意匠登録出願は、特許出願のように出願の日から 18 ヶ月後に公開されることはない。

4. 日本の規定と台湾の規定の比較

日本の規定と台湾の規定を比較してみれば、先願として取り扱われる意匠登録出願の類型については、日本では、意匠法により明確に定められているのに対し、台湾では、専利法には明文の規定がなく、審査基準で箇条書きに整理されている。

日本、台湾いずれにおいても、意匠公報に掲載されていない意匠登録出願は先願として取り扱われない点は共通している。

しかし、協議不成立の意匠出願の取扱いについては差異がある。日本では協議不成立意匠出願公報に掲載され先願として機能するが、台湾では公報に掲載されず、先願としての効力を持たない。

5. 協議不成立意匠出願公報制度の必要性

台湾において、協議不成立の意匠出願は、拒絶査定され、意匠公報に掲載されず、先願として取り扱われない。また、協議不成立意匠出願公報の制度も存在していない。

この結果、異なった出願人が同一又は類似の意匠登録を同じ日に出願した（意匠登録出願イと意匠登録出願ロとする）場合は、意匠登録出願イ、ロの審査において審査官が出願人の協議を求める。その協議が成立できなかった場合は、意匠登録出願イ、ロは、拒絶査定され、意匠公報に掲載されない。意匠登録出願イ、ロの出願後、意匠登録出願イ、ロと同一又は類似の意匠登録が出願された（意匠登録出願ハとする）場合は、拒絶査定が確定した意匠登録出願イ、ロが意匠公報に掲載されず先願として取り扱われないので、意匠登録出願ハは、意匠登録出願イ、ロによって拒絶査定されることはない。

実際に先願が存在するので、意匠登録出願ハは、意匠登録を受けるはずがないが、法律上、先願の存在によって拒絶査定されることはない。また、意匠登録出願イ、ロの出願人が先願を出願したにもかかわらず意匠権を取得することができないものの、後願の意匠登録出願ハの出願人が意匠権を取得することができる。意匠登録出願イ、ロの出願人にとっては、不公平である。一方、意匠登録出願ハの出願人は、意匠公報に掲載されていない意匠登録出願イ、ロの存在を知る手段がないため、回避設計に想到することができず、先願による拒絶査定を受けるのに承服することができない。以上の点から、これは台湾の現行の意匠制度の不備といっても過言ではない。

もし、日本と同様に「協議不成立意匠出願公報」が存在すれば、意匠登録出願ハは、協議不成立意匠出願公報に掲載された先願、即ち、意匠登録出願イ、ロにより拒絶査定される。また、意匠登録出願ハの出願人は、協議不成立意匠出願公報の掲載に基づき、回避設計を行うことができる。よって、台湾においても協議不成立意匠出願公報の制度を導入することが、制度的な公平性および実務上の明確性を確保するうえで有効である。

6. まとめ

台湾の意匠制度においては、先願が存在するにもかかわらず、後願が拒絶されないという制度上の欠陥が存在する。この根本的な原因は、意匠登録出願が公報に掲載される条件や、公報制度の不備にあると考えられる。

したがって、台湾でも日本のように協議不成立意匠出願公報の制度を導入するか、あるいは特許制度に見られる出願公開制度を意匠出願に拡張適用することで、この問題を解消することが可能であろう。あるいは、先願主義違反により拒絶査定が確定した先願（意匠登録出願イ、ロ）であっても、後願（意匠登録出願ハ）に対する先願主義の審査において依然として先願の地位を有し続けるよう、審査基準の改正を検討すべきであろう。

いずれにしても、制度的な補完が必要であると考えられる。

(注)

(1)台湾の「専利法」は、日本の特許法、実用新案法および意匠法を包含する法律である。

(2)『特許審査基準 第三篇 第3章 5.2.3 引用文献』参照。

(3)台湾における「公告」は、日本の意匠法における「意匠公報に掲載」に相当する。

(原稿受領 2025.8.29)